

# 2019年度以前に入学した学部生の状況ごとの授業料減免制度の手続方法

## 授業料減免制度の原則

給付奨学金と一体となった高等教育の修学支援制度(以下「国の制度」という。)による授業料減免を適用します。

- 第Ⅰ区分(全額減免・全額給付金)
- 第Ⅱ区分(2/3減免・2/3給付金)
- 第Ⅲ区分(1/3減免・1/3給付金)

## 経過措置の授業料減免制度(本学独自)

「国の制度」への変更に伴い、給付奨学金を含めて考えても経済的支援が従来の本学減免制度より不利となる場合に、**令和元年度までの授業料減免制度(以下「旧制度」という。)**を利用した「経過措置」の授業料減免を行います。

具体的には右の①②に該当する方で、「国の制度」の第Ⅰ区分(全額減免)・第Ⅱ区分(2/3減免)に該当した方は対象となります。

**なお、この経過措置は令和4年度で終了します(ただし医学部・薬学部薬学科については令和6年度まで)。**

### ①「国の制度」の対象外(不採用・停止中)

申請手続をした方のうち、「旧制度」に該当する場合は、全額・1/2・1/4の授業料減免をします。

### ②「国の制度」の第Ⅲ区分(1/3減免)に該当

申請手続をした方のうち、「旧制度」の全額減免に該当する場合は、「国の制度」1/3減免+「独自制度」1/2減免、合計5/6の授業料減免をします。

**令和3年度<後期>授業料減免を希望する学生は、①～③の区分に従って手続を行ってください。**

各手続の詳細(経過措置の授業料減免を含む)、各種様式については、大学ウェブサイト>教育・学生生活>修学支援制度(減免及び給付型奨学金)又は 授業料減免 を確認してください。

- ① 国の制度に採用されている学生
- ② 明らかに国の制度に該当しない学生

①家計基準による見直しにより、国の制度で**令和3年10月～令和4年9月までの適用区分が「停止」**又は「**第Ⅲ区分(1/3減免)**」の方

②入学時期・留年・標準単位数未滿・収入基準・資産基準により**国の制度の対象外**の方(申請できない方、申請したが不採用となった方)

令和3年9月30日(木)～10月7日(木)17時 期限

**窓口持参(事前予約)又は郵送提出【期限必着】**

「経過措置の授業料減免」を希望する場合、減免申請に必要な書類等を揃えて上記期間内に申請してください。

※窓口申請は事前予約が必要  
予約方法は、学務情報システムのキャンパスライフ>学内共有ファイルを参照すること

## ③ 令和3(2021)年度<秋期>に国の制度に申込予定の学生

※国の制度に該当しないことが明らかでない場合で、授業料減免を希望するときは、まず国の制度の申込手続を行ってください。

～10月7日(木)17時15分  
**窓口持参又は郵送提出(必着厳守)**

「令和3年度<後期>授業料納付猶予願(高等教育の修学支援制度申込予定用)」を提出

※上記期限までに「授業料納付猶予願」未提出で国の制度が不採用・第Ⅲ区分となった場合、「経過措置の授業料減免」には申請することができないため、**注意すること。**

学生課から申請書類を受け取ってください。

**国の制度の期限までに書類を提出**

必要書類を学生課へ提出・マイナンバーを郵送し、学生課で「スカラネット」のパスワードを受け取る。

**期限までに「スカラネット」で手続き**

上記の書類を提出後、「スカラネット」に入力

※期限後の入力はできません

「授業料納付猶予願」を提出済の学生で、以下に該当する方に「経過措置の授業料減免」の案内および申請期間の連絡(学務情報システム)を行います。

- ・国の制度の結果が不採用、又は第Ⅲ区分(1/3減免)となった方
- ・国の制度の結果が未決定で、国の制度の結果によっては「経過措置の授業料減免」を希望する方

※不明な点は、学生課学生支援係までお問い合わせください。(Email: scholarship@sec.nagoya-cu.ac.jp)

名古屋市立大学学生課